

# 一般的なアスベスト関連 法令の内容と不足

2023年11月21日  
北見 宏介(名城大学)  
kit@meijo-u.ac.jp

1

## はじめに: ストック災害としてのアスベスト問題

- すでに存在している困った存在 としての石綿

↑  
新規使用を禁止すればいい、  
…… というわけではない

- では、現在の法令は  
どうなっている？

2

## アスベスト規制に関連する主な法令

- ① **建築基準法**: 建材／建築物に関する法律  
(建基法)
- ② **大気汚染防止法**: 大気の状態に関する法律  
(大防法)
- ③ **労働安全衛生法**: 労働者の安全・健康に  
(安衛法) に関する法律

これに基づき、厚生労働省令として、  
石綿障害予防規則(石綿則)  
など

3

## アスベストに関わる3局面と法令

### ④ 採掘・製造

- ① **通常使用** = 建基法(と石綿則10条)

↓

- ② **除去解体** = 石綿則10条以外(作業現場の労働者)  
大防法

最も飛散の危険性・高!

↓

- ③ **廃棄** = 廃棄物処理法など  
または、①' 除去・改造補修後に  
再度の通常使用

4

## アスベストに関わる3局面の対象

- アスベストが含有された建材は、あまりにも幅広くすでに使用されている
- 対策が必要な建築物の数は、膨大なものとなる
- これらの対象建築物について、くまなく対策が取られることが望ましい
- が、実際には様々な困難から、不足している点は少なくない

5

## アスベスト関連の法令の展開

- 不足点のいくつかは、先送りされた問題
- これまで、各種の答申での、  
「引き続き検討が必要である」  
「対象となる建築物の範囲を拡大することも重要」  
等の記載
- 一部、対象建材の拡大  
(レベル1・2に加えてレベル3など)
- 規模要件の縮小・撤廃  
もなされてはいるが、……

6

## アスベスト関連の法令の究極目標

- アスベスト自体は無味無臭  
(=感覚的ではなく、健康被害そのものを発生)
- アスベスト規制の目的は、健康被害の防止  
↑  
健康に被害を生じさせる  
人体の観点から規制を  
検討するとしたら？

7

## アスベストと、子どもへの着目

- 多数者が利用する施設であれば、……  
→ 被害の面的な観点での強い規制
- 健康に被害を生じさせる危険度が、子どもについては高いのであれば、……  
→ このことに沿ったアスベスト規制が  
なされる必要があるはず

8

## アスベストと、子どもへの着目

- ある最高裁判決(昭和61年3月25日)  
「視力障害者の利用度との関係から予測される視力障害者の事故の発生の危険性の程度、右事故を未然に防止するため右安全設備を設置する必要性」への考慮  
=視力障害者の事故の危険度に沿って点字ブロックの設置  
↑  
「視力障害者子どもの利用度との関係から予測される視力障害者子どもの事故健康被害の発生の危険性の程度、右事故健康被害を未然に防止するため右安全設備を設置する重点的な規制を行う必要性」を考慮すべき、では？

9

## おわりに

- だとすると、アスベスト関連法(制)と、子ども関連法(制)を結びつけて、制度を検討する必要性はとりわけ高い
- 子ども関連の法令・政策と、そこでの目標・目的・理念や、この下の担当組織の任務について、子どものアスベスト被害の防止の観点から、みてることの重要性

10